



宮崎税務会計事務所

熊本市中央区新大江 1 丁目 1 5 番 4 号

TEL 096-366-2231

FAX 096-366-2236

Email : t-miyazaki@tax1988.jp

H P : <http://www.miyazaki-zeimu.com>

拝啓 寒冷の候、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

今年は、北海道胆振東部地震、西日本豪雨、台風 21 号・24 号の直撃、記録的な猛暑など、自然災害の多発した年で、まさに『平成』を象徴するような一年だったと思います。熊本地震を経験した私たちにとって今まで以上に身近に感じられ政府の迅速な対応が望まれます。

さて、我が国経済は、景気拡大の長さだけでいえば「いざなぎ景気」を超えたとされますが、少子化や貧困、非正規雇用問題は解決の糸口が見えず、また、格差拡大や労働環境悪化には歯止めがかからない状況です。7 年目に突入する安倍政権には、民間の活力を引き出す誠昌戦略の仕上げを期待したいものです。

来年は平成時代も幕を閉じ新しい元号へと変わります。又、消費税増税も始まり、課税の原則である「公平・中立・簡素」から考えれば矛盾している軽減税率が導入されます。さらに平成 31 年度税制改正では個人事業者に対する事業承継税制も創設されることになりました。当事務所もこれらの問題に職員一同しっかりと対応し、皆様の発展に貢献すべく努力していく所存です。

最後になりましたが、くる年も本年同様よろしくお願い申し上げます。

敬具

所長 宮崎信一郎

- ・平成 31 年度税制改正大綱
- ・軽減税率対策補助金
- ・自筆証書遺言の利便性向上
- ・年末のご挨拶・お知らせ

平成31年 税制改正大綱

去る12月14日、与党より『平成31年度税制改正大綱』が公表されました。今回の改正内容の一部をお伝えします。

◎適用期限の延長

下記税制の適用期間が2年延長されることになりました。

- ・ 租税特別措置法の中小企業者等の法人税の軽減税率の特例
- ・ 中小企業投資促進税制
- ・ 中小企業経営強化税制
- ・ 商業等活性化税制（要件の追加あり）



◎中小企業の防災・減災設備の特別償却制度を創設

青色申告書を提出する中小企業者のうち、
『中小企業等経営強化法の継続力強化計画』または、
『連携事業継続力強化計画（仮称）』
の認定を受けたこれらの計画に係る特定事業継続力強化設備等の
取得等をして、その事業の用に供した場合、
その取得価の20%の特別償却ができる。

◎個人事業者の事業用資産に係る「相続税」の納税猶予制度を創設

認定相続人が相続等で特定事業用資産を取得して事業を継続して
いく場合には、担保の提供を条件に認定相続人が納付すべき
相続税額のうち、相続等で取得した特定事業用資産の課税価格に
対応する相続税の納付を猶予する。

◎個人事業者の事業用資産に係る「贈与税」の納税猶予制度を創設

認定受贈者が贈与により特定事業用資産を取得して事業を継続して
いく場合には、担保の提供を条件に認定受贈者が納付すべき
贈与税額のうち、贈与等で取得した特定事業用資産の課税価格に
対応する贈与税の納付を猶予する。

◎住宅ローン控除の期間を3年延長

平成32年末までの間、消費税10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を3年延長し13年とする。
11年目から13年目までの各年の控除額については、
下記の少ない金額とする



- ①住宅借入金等の年末残高（4,000万円を限度）×1%
- ②〔住宅の取得等の対価の額又は費用の額
-当該住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等〕
（4,000万円を限度）×2%÷3

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金の申請受付期限は 2019年12月16日まで！



2019年10月1日より、消費税等の税率が10%に引き上げられ、同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率対応レジへの改修等の経費は、特定の条件を満たすことで、その費用を修繕費（損金算入）として取り扱うこととされています。

改修への支援として、補助金が設けられており、種類によって申請締切日と受けられる補助金の上限額が異なります。

- ・条件：「軽減税率制度の実施に対してなされていること」が明確である
- ・申請受付期限

A型 B-2型	2019年12月16日までに申請する （事後申請）
B-1型	2019年9月30日までに改修等が完了することを前提に 2019年6月28日までに交付申請を完了させる 完了報告書は2019年12月16日までに提出する

- ・補助金の上限額（※A型・B型ともに補助率は原則2/3）

A 型	レジ 1 台あたり 20 万円 複数台申請等については、1 事業者あたり 200 万円
B 型	小売事業者等の発注システム 1,000 万円 卸売事業者等の発注システム 150 万円 両方の改修・入替が必要な場合 1,000 万円

補助金の申請を検討されている事業者様はお早めにご相談ください。

自筆証書遺言の利便性向上

民法中の相続に関する規定等が改正されたことにより、自筆遺言状の利便性が向上しました。

今回は改正点の一部をピックアップしてお伝えします。

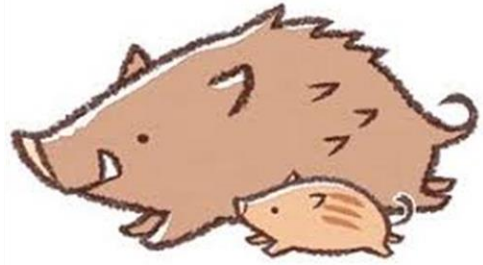


内容	旧制度	新制度
全ての文書の自署	必要	財産目録のみ不要
代筆、 パソコン等での タイプ	無効	有効 但し、全ページに署名、押印が必要
変更箇所の修正	変更する場所を指示し、 変更した旨を付記して署名し、 変更の場所に押印する	財産目録が変更された 場合には、添付した財産目録を削除し、修正したページを添付することで加除訂正を行うことができる
自筆証書遺言の保管	遺言者自身で保管 遺言書が発見されないことや、 偽造、変造のリスクがある	法務局に保管する制度を新設
家庭裁判所での 「検認手続き」	必要	省略可能

制度改正により、作成者の負担を緩和し、速やかに自筆証書遺言の確認が行えるようになりました。

現在、相続財産シミュレーションキャンペーンを実施中です。
興味のある方は、担当までご相談ください。

年末のご挨拶



今年一年間お世話になりました。
来年もまたお客様第一主義で頑
張ります。

坪久田

来年は元号が変わります。新
たな気持ちで、
精一杯がんばっていきたく
と思います。

伊藤

今年もありがとうございました。
来年も皆様のお役に立てるよう
に頑張ります。

瀧口

11月より入所しました三浦和裕
と申します。

1日も早く皆様の力になれるよう
努めてまいります。

来年もよろしくお願い致します。

三浦

来年は少しずつでもスキルアップ
できるように
していきたいと思います。

岩坪

今年もお世話になりました。
来年は公私にわたり、'初心忘るべ
からず'を

モットーに突き進みたいと思います。

来年もよろしくお願いします。

山口

今年一年ありがとうございました。

来年もよろしくお願いします。

松山

今年は慌ただしい1年でした。

来年は落ち着いた1年になるように
がんばります。

浜松

仕事覚える1年目を終え、

仕事をつくにかえる2年目に突入しま
した。

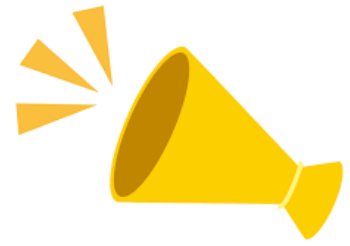
元気に頑張ります。

今年も大変お世話になりました。

どうか皆さま良いお年をお迎え下さ
い。

柳田

お知らせ



※※※ 年末調整のお願い ※※※

年末調整資料の早期ご提出にご協力をお願い致します。

※記入の仕方や疑問がお有りの方は当事務所までお問い合わせください。

※※※ 確定申告のご案内 ※※※

事務所は、お客様の利益を守ることを基本理念とし、確定申告 3 つのキーワード『より早く』『より正確』『より節税』を目指して取り組んでおります。節税検討が出来るよう、早めの資料準備を皆様をお願い致します。また、ご不明点がございましたら、担当者へご相談下さい。

※※※ 秋のキャンペーンの御礼 ※※※

前号でご案内いたしました、「秋のお客様紹介キャンペーン」では、皆様のご協力を頂きありがとうございました。職員一同、深く感謝しております。引き続き、ご協力をお願い致します。

営業日のご案内

年末年始の営業日は、下記の通りです。

年内	→	12月27日(木)	通常営業
年始	→	1月4日(金)	通常営業

～編集後記～

今年は猛暑などの自然災害に悩まされることが多い年でした。

2019年の気象が気になりますが、体調管理に気を付けて元気にいきましょう！

それでは皆様、よいお年をお迎えください！